

事務連絡  
令和4年6月27日

施術管理者様  
施術団体様

大阪府国民健康保険団体連合会

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る  
療養費の一部改正について（お知らせ）

標記療養費につきまして、厚生労働省から令和4年5月31日付けで下記の通知等（①～③）が発出されましたので、令和4年6月施術分以降の申請書においては改正内容にご対応いただきますようお願いいたします。

また、申請書の記載についてご留意いただきたい点を別紙に記載しておりますので、ご参照ください。

#### 記

- ①はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について（令和4年5月31日付け保発0531第2号）
- ②「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」の一部改正について（令和4年5月31日付け保発0531第3号）
- ③「はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について」の一部改正について（令和4年5月31日付け事務連絡）

※改正内容の詳細につきましては、厚生労働省ホームページまたは本会ホームページに掲載している厚生労働省通知をご確認ください。

厚生労働省ホームページ

ホーム>政策について>分野別の政策一覧>健康・医療>医療保険

>施策情報（その他制度内容関連）>療養費について

>療養費の改定等について（ページ内のあはき関連通知の最下段に通知①②があります。）

>療養費の取扱い（Q&A）について（ページ内のあはき疑義解釈の最下段に事務連絡③があります。）

本会ホームページ

ホーム>保険医療機関等の皆様>お知らせ

>2022.06.24 はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の皆さまへ

【担当】業務部 業務第4課  
電話06(6949)5326